

身体的拘束最小化に関する取組

1. 身体的拘束に関する基本的考え方

身体的拘束やその他の行動制限(以下「身体的拘束等」という)は、患者の行動の自由を制限することであり尊厳ある生活を阻むものである。

そのため、身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当院は、患者または他の患者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の実施を禁止する。

3. 身体的拘束を最小化するための体制

1) 身体的拘束最小化委員会

(1) 身体拘束最小化委員会構成員

精神科医師 看護部長 各病棟の看護師
薬剤科職員 リハビリテーション科職員
医療ソーシャルワーカー

(2) 身体的拘束最小化委員会活動

1か月に1回開催し、議事録を作成する。
評価依頼があった場合は臨時開催する。

(3) 身体的拘束最小化委員会活動内容

- ① 身体的拘束等の最小化に向けて現状把握及び改善についての検討をする。
- ② 身体的拘束最小化委員会では、直接身体に触れる用具を使用している患者を対象とする。
- ③ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施している場合、安全かつ適正に抑制が実施されているか検討する。
- ④ 身体的拘束等を実施した場合の代替案、拘束解除の検討をする。
- ⑤ 患者のカルテに検討内容を記入する。
- ⑥ 身体的拘束最小化に関する指針の作成、改訂をする。

2) 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員全員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

(1) 定期的な教育研修(年2回)の実施。

(2) その他、必要な教育・研修の実施、院外での研修会などの情報提供